

## ■町内の幼稚園・保育所

### ▶幼稚園

園名	電話番号	対象年齢	定員
(公) 六原幼稚園	43-2210	3歳児～	80人
(公) 三ヶ尻幼稚園	42-4111	就学前	60人

### ▶保育所等

園名	電話番号	対象年齢	定員
(私) 金ヶ崎保育園	42-2808	生後2カ月～	130人
(私) たんぼぼ保育園	41-0288	就学前	130人

### ▶地域型保育事業所

園名	電話番号	対象年齢	定員
(私) かがやき保育園	42-2555	生後2カ月～2歳児	15人
(私) あおぞら保育園	47-4842	～2歳児	12人
(私) よつば保育園	48-9083	生後6カ月～2歳児	12人

### ▶認定こども園

園名	電話番号	対象年齢	定員
(私) 認定こども園たいよう保育園	42-5005	満3歳児～就学前	4人
(公) 認定こども園南方幼稚園	44-3119	生後2カ月～就学前	106人
		3歳児～就学前	70人
			70人

ゆうゆう保育園いわての利用について (トヨタ自動車東日本株式会社主導型保育施設)  
ゆうゆう保育園いわての利用を希望する場合や継続して利用する場合は、手続きが異なります。詳しくは下記に問い合わせください。☎ トヨタ自動車東日本(株) (☎ 022-765-6194)

## —令和4年度の幼稚園・保育所等—

# 園児を募集します

令和4年度に幼稚園、保育所等に入園・入所する園児を募集します。  
新たに入園・入所を希望する場合は、下記受付期間内に申し込みください。

☎ 教育委員会事務局 (☎ 42-2111)

## 現在利用中の幼稚園・保育所・認定こども園の利用を次年度も希望する場合

### ■教育（1号認定）での利用の場合

転園を希望する場合を除き、手続きは不要です。

### ■保育（2号認定）での利用の場合

①在園している保育所等から「申込書」および「現況届」が配布されます。

②保育所等に「申込書」および「現況届」を提出します。

③町で審査後、利用の可否を通知します。

※保育所等を利用している場合は、就労証明書等もあわせて提出してください。「保育の必要な事由」が確認できない場合は、退所となります。

## 町立幼稚園での預かり保育について

幼稚園・保育所等をご検討の際は、参考にしてください

町立幼稚園では、すべての幼稚園において降園時間後の預り保育を実施しています。

### ■実施日時

▶幼稚園における教育日（祝日を除く月～金）：教育時間終了後～午後6時

▶春、夏、冬の長期休業期間（8月13日～16日、12月28日～1月5日、3月29日～4月3日を除く）：午前8時30分～午後6時

■預り保育料 日額450円 ※保育の必要性があると認定された場合の預り保育料は0円です。

## 金ヶ崎町立幼稚園再編計画について

再編計画の詳細は町ホームページをご覧ください。

平成30年10月に「金ヶ崎町立幼稚園再編計画」を策定しました。

■異年齢学級編製の基準 各園において、3歳児と4歳児の合計が8人以下または4歳児と5歳児の合計が16人以下になった場合は、異年齢学級を編制します。

■幼稚園の統廃合の基準 出生数などの状況や異年齢学級の継続状況によって、町立幼稚園の統廃合を進めます。

永岡幼稚園は、町立幼稚園再編計画に基づき令和3年度末で閉園します。

## 幼稚園

### ①新たに幼稚園を利用する場合

■対象児 平成28年4月2日～平成31年4月1日生まれの幼児

■申込書配布 各幼稚園、教育委員会事務局（町立幼稚園分に限る）で11月1日(月)から配布

■受付期間 11月1日(月)～30日(火)午前9時～午後5時 ※土、日、祝日は除く。

■受付場所 各幼稚園

### ■申し込みの流れ

①希望する幼稚園から申込書類と「教育・保育給付認定申請書」を受け取ります。

②幼稚園に申込書類と「教育・保育給付認定申請書」を提出します。

③町から幼稚園を通じて「教育・保育給付認定証」が交付されます（2月下旬予定）。

④幼稚園から入園許可の通知があります（2月下旬予定）。

## 保育所

### ②新たに保育所・地域型保育事業を利用する場合

■対象児 平成28年4月2日生まれ～満2カ月児までの乳幼児

■申込書配布 教育委員会事務局で11月1日(月)から配布

■受付期間 11月1日(月)～30日(火)午前8時30分～午後5時 ※土、日、祝日は除く。

■受付場所 教育委員会事務局

■利用条件 保護者が、次のいずれかの「保育の必要な事由」に該当する場合

①就労②妊娠、出産③疾病、負傷、障がい④同居または長期入院中の家族を看病・介護⑤求職活動や就学等

### ■申し込みの流れ

①教育委員会事務局から「教育・保育給付認定申請書」と「入所関係書類」を受け取ります。

②教育委員会事務局に「教育・保育給付認定申請書」と「入所関係書類」を提出します。

③町から「教育・保育給付認定証」が交付されます（2月下旬予定）。

④町で審査を行い、決定された保育施設を利用できます（2月下旬予定）。

※受付期間内に手続きした人を優先して、入園決定します。令和4年6月以降に入所を希望する人の入所決定は、随時審査の上、入所希望月の前月に通知します。

## 認定こども園

### ③新たに認定こども園を利用する場合

●教育（1号認定）での利用を希望する場合

上記「①新たに幼稚園を利用する場合」と同じ手続きで申し込みを行ってください。

●保育（2号認定）での利用を希望する場合

上記「②新たに保育所・地域型保育事業を利用する場合」と同じ手続きで申し込みを行ってください。